

令和7年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（調査事業）業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和7年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（調査事業）業務委託

2 目的

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を訪れる多くの訪日外国人旅行者は、熊野古道歩きを大きな魅力としており、交通拠点から熊野古道のウォーキングポイントまでを結ぶ二次交通の利便性の向上は極めて重要な要素となる。

令和2年度に県域を越えた交通事業者、自治体及びDMO等で構成する「紀伊半島外国人観光客受入推進協議会」を設立し、訪日外国人旅行者の二次交通を活用したストレスフリーな移動環境の向上のため、二次交通のインバウンド対応に向けて取り組んでいる。

本年度も訪日外国人旅行者の二次交通を活用した周遊を促進するため、整備内容を検討する二次交通部会を開催するとともに、整備計画策定のため、かつ、さらなる課題抽出のために基礎調査も併せて実施する。

3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) 二次交通部会の会議運営

①部会前の準備

- ア 専門家3名を招聘し、訪日外国人旅行者の移動環境向上を検討する二次交通部会を紀南地域で開催（年2回（令和7年10月1日～同年12月19日の間に第1回及び翌年2月2日～同年3月31日の間に第2回を開催予定））するため、部会当日までに発注者の指示に基づき、部会資料を作成の上、部会当日までに印刷まで完了するものとする（開催通知、出欠及び専門家の招聘は発注者が行うものとする）。
- イ オンライン開催のみ、または、現地開催とオンライン開催とする場合、Zoomミーティングの環境を手配するものとする。

②部会当日の運営

部会当日、発注者の指示により、以下の業務を行うものとする。

- ア 会場設営（部会で使用する機材や備品は発注者が準備する）や資料の机上配布
- イ 部会中の議事の記録や質疑応答時のマイクの受け渡し等の会議運営
- ウ 会場の現状復帰

③部会後の事務

- ア 部会終了後は議事録を作成し、部会から一週間以内に発注者あてに提出するものとする。
- イ 専門家への謝金及び旅費、並びに会場の借り上げ費用について、発注者の指示により支払い手続きを行うものとする。

(2) 令和7年度事業実施結果報告書の作成

- ①紀伊半島外国人観光客受入推進協議会の令和7年度事業の実施結果について、別途公募予定の「令和7年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（利用促

進事業)業務委託」の受託者とも連携した上で、本年度の整備結果を報告書にまとめ、令和8年3月31日までに発注者あて編集可能な電子データで提出するものとする。

②報告書内の案内表示・バス停の各整備項目については、整備前後を比較した写真を盛り込むことによって分かりやすくし、校了までに3回以上の校正を行うものとする。

(3) 受入環境に関する基礎調査の実施

調査員2名以上を確保し、以下の調査を実施し、二次交通のインバウンド対応を進めるにあたっての課題を抽出し、分析結果をまとめ、発注者あてに提出するものとする。

①訪日外国人旅行者へのヒアリング調査

ア 調査時期：契約締結日～令和7年11月28日までの2～3日間

イ 調査対象：公共交通機関を実際に利用している個人の訪日外国人旅行者に対し、同機関を利用した課題等を確認するヒアリング調査を実施するものとする。

ウ 調査箇所：交通拠点約7箇所程度を予定（中辺路2か所、小辺路2か所、伊勢路3か所）

エ ヒアリング数：60名以上（中辺路30名、小辺路20名、伊勢路10名）

※1 交通拠点1か所あたり5～6名程度にヒアリングを実施するものとする。

※2 地域・国籍、年齢、男女に偏りのないようヒアリングを行うものとする。

※3 調査に協力した訪日外国人旅行者への謝礼のための景品を用意するものとする。

オ 調査方法：訪日外国人旅行者を対象に、発注者が作成する調査要領に基づき、発注者と協議の上、アンケート用紙を作成し、街頭でのストリートキャッチ式または観光関連施設等で留置式により実施するものとする。留置式の場合、発注者と協議の上、調査期間を決めること。また、可能な場合は中国語のアンケート用紙も作成すること。

カ 調査後：アンケート結果は報告書にまとめて提出するものとする。

②現地調査

ア 調査時期：契約締結日～令和7年11月28日までの1～2日間

イ 調査対象：高野山麓エリア（橋本市、かつらぎ町、九度山町など）及び伊勢路のウォーキングポイント周辺の駅、バス停及びバス車内

ウ 調査方法：発注者が作成する調査要領に基づき、発注者等とともに調査対象の駅やバス停を訪問し、整備候補の案内表示の写真撮影等の現地調査を行う。

エ 調査後：調査結果は4.(1)及び4.(2)の作成に使用するものとする。

③在留外国人を活用したモニター調査

ア 調査時期：契約締結日～令和7年11月28日までの1～2日間

イ 調査対象：4.(3)②の現地調査と同じ

ウ 調査方法：4.(3)②の現地調査の結果、発注者が作成する調査要領に基づき、整備候補の交通拠点、バス停、バス車両について、外国人視点による整備を行うため、在留外国人によるモニター調査を実施する。

エ 調査後：調査用紙を回収の上、報告書にまとめて提出するものとする。

※1 モニター調査を実施する在留外国人は、発注者と協議の上、2名程度候補者を探し発注者に推薦する。

※2 調査後において、在留外国人への謝金・旅費への支払手続きも含めること。

(4) 整備前の現地調査の実施

- ①調査時期：契約締結日～令和 7 年 11 月 28 日までの 1～2 日間
- ②調査対象：中辺路、小辺路、伊勢路、紀伊路及び大辺路の整備対象の交通拠点やバス停
- ③調査方法：発注者が作成する調査要領に基づき、発注者等とともに調査対象の駅やバス停を訪問し、整備候補の案内表示の写真撮影等の現地調査を行う。
- ④調査後：調査結果は 4. (1) 及び 4. (2) の作成に使用するものとする。

5 成果物

(1) 提出書類

上記の業務内容 4. (2) 及び 4. (3) の成果物については、Adobe Illustrator データ（再編集可能なデータ）及び PDF データを収録した CD-R 又は DVD-R を 2 枚作成の上、発注者あて提出すること。

なお、提出書類の体裁、とりまとめ方法等については、発注者が指示する方法によるものとする。

(2) 納入

和歌山市小松原通一丁目 1 番地 和歌山県地域振興部観光局観光交流課内
紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局 西田
郵便番号 640-8585
TEL: 073-441-2787 FAX: 073-427-1523
E-mail: e1005001@pref.wakayama.lg.jp

6 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 既存データを除き、業務を遂行する上で必要な資料、画像等は原則取材、撮影等により受託者において入手する。ただし、発注者発注者において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与する。なお、取材、撮影等に当たっては関係市町村等と事前に調整すること。また、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (4) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等その他の一切の権利は発注者に帰属するものとし、発注者は本業務の成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (5) 受託者は著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- (6) 成果物は発注者が自由に二次使用（再編集を含む印刷物の制作等）できるものとする。
- (7) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (8) 受託者は本事業公募に係る全ての書類、またその内容について、発注者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (9) 本業務仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上決定するものとする。
- (10) 本業務委託料の支払いは、原則精算払いとする。

- (11) 本業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、発注者と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- (12) この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定すること。
- (13) 本業務により制作された成果物の著作権は、発注者に帰属すること。
- (14) 本業務により、知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を取得した場合は、この事業の目的以外には使用してはならない。これは受託期間終了後も同様とする。
- (15) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において対応すること。

以上